【在留邦人の皆様へ】 無料法律相談のご案内

　在シドニー日本国総領事館は、シドニー市内の日系法律事務所と連携し、在留邦人の皆様への無料の法律相談を2022年2月1日（火）から開始します。

相談できる事項：法律相談全般（DV 対応含む）
実施機関：H & H Lawyers 法律事務所
本事業の対象者：NSW 州及び北部準州（NT）に在留している日本国籍保有者
受付方法：シドニー日本国総領事館領事部まで、件名に「法律相談希望」と明記してメールにてお申し込みください。
在シドニー総領事館領事部メールアドレス：cgryoji@sy.mofa.go.jp

メールには、以下の事項をご記載ください。
・氏名
・生年月日
・旅券番号
・電話番号
・連絡先メールアドレス
・相談したい内容の概要
　※相談したい概要を諸事情により記載できない場合は「家庭法」「刑事事件」「DV」など相談内容のカテゴリー等をご記載ください。
　※裁判日が迫っているなど緊急を要する相談の場合はその旨明記してください。

　相談内容を確認するため、当館より電話をさせていただく場合がございます。
　その後、相談対応ができる場合は、法律事務所より相談日時等について連絡いたします。
　なお、相談内容によっては、本法律相談を利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【在シドニー日本国総領事館】
Consulate-General of Japan in Sydney
Level 12、 1 O'Connell Street、 Sydney NSW 2000 Australia
代表電話（61-2）9250-1000
Web：https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html